

令和4年度 伊勢崎市立境西中学校 部活動活動方針

1 部活動の位置づけ

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として行い、教育課程との関連を図る。

2 部活動の意義

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ生徒同士が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、次のような資質・能力の育成を図る。
 - ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・スポーツや文化及び科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化及び科学活動を継続する資質や能力を育てる。
 - ・体力向上や健康の増進につながる。
 - ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接にふれあうことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

3 部活動の在り方

- 「部活動検討委員会」を設置し、活動方針等を明確にし、計画的に学校全体で取り組む。
 - ・指導は全教職員であたり、職員は原則としていずれかの部活動の顧問となる。
- 活動においては、生徒の能力・適正等や発達段階を踏まえた活動であること。また、自治的な活動として展開されるので、加入については以下のことに配慮する。
 - ・生徒一人一人の考え方を大切にし、希望入部制とする。
 - ・3年間続けることを原則とするが、転部や退部は状況に応じてできるようにする。

4 部活動

(1) 入部について

- ①運動部 陸上部 野球部 サッカー部 テニス部男子 テニス部女子
バレーボール部女子 卓球部女子 (駅伝部)
- ②文化部 美術部
- ③原則的には希望入部制であるが、できる限り多くの生徒が入部するようにする。
- ④1年生は部活動紹介、部活動見学及び仮入部の体験を通して総合的に判断して入部する。転入生は、前の学校等での活動を生かせるようにする。

(2) 転部及び退部について

- ①転部する場合は、保護者と学級担任(学年会)、部活動顧問で協議し、仮入部の期間を経て部活動変更届を学級担任が部活動担当まで提出することで成立する。仮入部の期間は、各部の実情に合わせて判断し決める。退部についても同様に保護者と学級担任(学年会)で協議し、退部届を提出する。
- ②何らかの理由により休部せざるを得ない場合は、顧問及び学級担任に申し出る。その場合は本人、保護者、顧問、学級担任で相談し、適切な期間、休部とする。

5 活動について

- ①生徒の健康・体力や学習・家庭生活等を考慮し、年間を通して練習を計画する。月曜日をノー部活デーとする。土日のいずれか一日は休養日とする。中間テスト前3日間、期末テスト前5日間は活動を行わない。
- ②通常日の活動は、帰りの学活終了後16:10から最終下校時刻までとする。
- ③終了時刻は、下校時の安全や生徒指導上の諸問題、日没等を考慮して次のように定める。ただし、これは校門を出る最終下校時刻とする。

月	時刻
春分の日～秋分の日	18:00
秋分の日～10月	17:30
11月～1月	17:00
2月～春分の日	17:30
部活のない日	16:20

- ④朝練習は生徒の健康や学習・家庭生活を考慮して特別の場合を除いて、行わないものとする。特別の場合：県大会出場及び駅伝練習とする。生徒の自主参加とし、保護者の了解を

得るものとする。活動時間については 7:30 ～ 8:00 までとし、顧問の指導のもとで行う。ただし、秋分の日以降は放課後練習が 2 時間に満たないので、保護者の了解を得た希望者のみ朝練に参加することができる。

⑤ 休日の活動時間は、午前または午後のいずれか半日程度とする。

⑥ 活動及び休養日は次のように設定する。

平日 1 日 2 時間程度を 1 コマ、休日は 3 時間程度を 1 コマとしてカウントする。月曜日から金曜日の平日については 5 コマ、土日についてはそれぞれ午前と午後の 4 コマ、1 週間で活動できるコマ数の合計を 9 コマとし、その中で、平日 4 コマ・土日で 1 コマの計 5 コマの活動とする。

活動例

	月	火	水	木	金	土		日		
第 1 週		○	○	○	○	○	休	休	休	土曜午前 5/9
第 2 週		○	○	代休	○	試合	試合	休	休	土曜全日 5/9
第 3 週		○	○	○	○	試合	試合	試合	試合	土日全日 8/9
第 4 週		代休	○	代休	○	代休	休	休	休	土日振休 2/9

※ 第 1 週が通常の活動 第 2 週は土に午前午後 2 コマ試合のため平日 1 日休養日を設定

第 3 週に土日両日行ったので翌週は平日 2 日休養日を設定

⑦ 長期休業中の意義及び生徒の学校外の活動、家庭生活等を考慮して、土日及び祝日、夏季休業中の閉庁期間、年末年始、年度始めの日は練習を原則として休みにする。

長期休業中の練習は、3 時間程度とし、8:20 ～ 16:30 の間とする。

⑧ 活動場所は原則として、学校及び境総合グラウンドの施設・設備を利用して行う。その他の場所で活動を行うときは、学校長に報告する。

⑨ 1 年生の入部については、年度当初の職員会議で確認する。

⑩ 3 年生の活動は夏季大会終了までとし、それ以降は主たる活動を行わない。

⑪ 特別校時や午前放課の日の活動は、2 時間以内の活動時間を別に設定する。

⑫ 駅伝部は希望者とし、保護者の承諾を得て参加する。駅伝練習の意義を生徒に伝え、一人一人の体力に応じた練習を計画する。練習期間は職員会議で確認する。

6 確認事項

(1) 天候や気象状況について

高温・多湿下では活動を休止する。WBGT 計を使用し、熱中症予防運動指針に基づいた練習を行う。また、練習前や練習中、練習後は適切な水分補給を行う。

また、暴風や雷等が予想される場合は練習を中止する。

雨天時の活動場所はローテーションで行う。(別紙参照)

(2) 強化練習会や中体連 3 大会以外の連盟等の試合の参加について

過密的なスケジュールでの練習や試合等の参加とならないように、生徒の健康・安全に配慮し、参加する大会を精選して実施する。

(3) 移動手段について

大会等に参加する場合の移動は、できる限り公共交通機関を利用する。保護者に依頼する場合は、安全に配慮した計画で行う。

(4) 安全に対する配慮について

生徒の安全に対する意識を高めるとともに施設・設備の安全確認や活動中の事故防止に取り組む。同じエリアの活動状況を顧問同士で連絡を取り合い、協力して行う。

(5) 大会等への参加について

大会や強化練習会、コンクールに参加するときは事前に学校長の了解を得る。

(6) 合宿や県外遠征について

合宿や県外遠征(隣接市を除く)、規定外の練習を行うときは保護者会主催とし、学校長の了解を得た上で、保護者会長の依頼に応じて、顧問が協力できる場合に実施する。

(7) 活動費について

① 生徒会予算・県中体連・市教育委員会からの派遣費・・・顧問が管理する

② 保護者会費・合宿遠征費・・・保護者会が管理する

③ 保護者会費等を集める場合は、文書(保護者会長・校長連名)で知らせるとともに、収支報告を年度内に行う。監査は教頭及び保護者代表で行う。

(8) 部活動検討委員会について

別途 定める。

7 部活動の新設、休部、合同チーム規定

(1) 新設について

既存の部活動以外に、新たな活動をしたいという生徒が 8 名以上おり、部活動検討委員

会で協議し、新たな部活動として認める。

(2) 休部・合同チームについて

- ① 運動部は、団体競技での合計人数が出場登録に満たない場合でも、合同チームとしての参加を認める。
- ② 運動部、文化部ともに、2年続けて入部がなかった場合、または2年続けて単独チームで出場できない場合は休部とする。
- ③ 休部の部活動が、活動を再開する場合は、(1)の条件に準ずるものとする。

○体操やスケートなど、学校外で活動をしている生徒が中体連主催の大会に出場をするときには、その都度引率教員を決めていく。